

ふじよしだ

第131号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>



下吉田第二小学校 運動会

9月定例会

平成26年度決算を認定

一般会計歳出総額は

216億

7351万832円

平成27年9月定例会は、9月2日開会され、27日間の会期を終えて、9月28日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任し、委員会が構成されました。

議案は、平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の3件の決算認定などの外、一般会計継続費精算報告書など報告5件、個人情報保護条例などの一部改正3件、住居表示の実施に伴う関係条例の整理について1件、市営本町通り駐車場の指定管理者の指定について1件、合計13件の市長提出議案に加え、議員提案による市議会会議規則の一部改正、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担金制度拡充を図るための意見書」の提出を求める請願1件、それに付随した意見書1件、合計16件をすべて可決、採択しました。

また、河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙、富士吉田市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙が行われました。

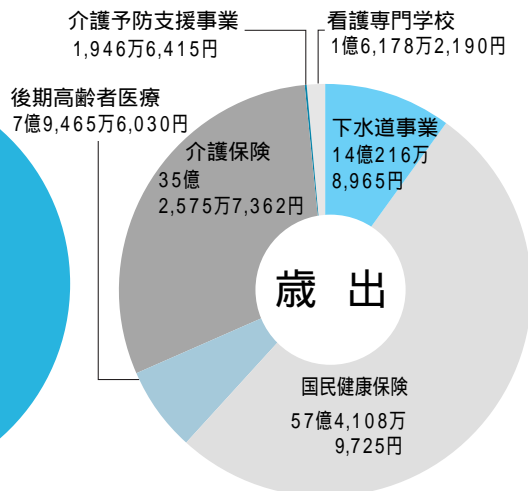
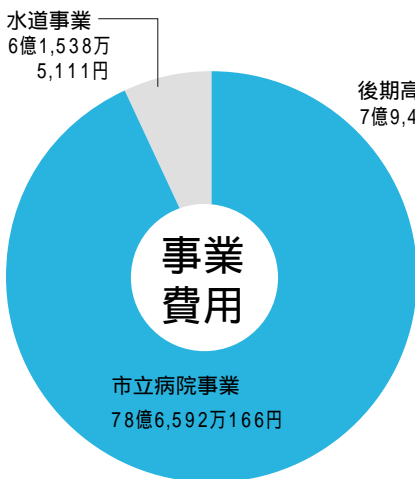
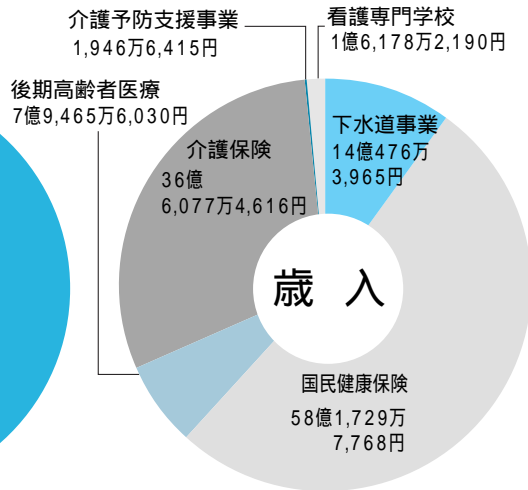
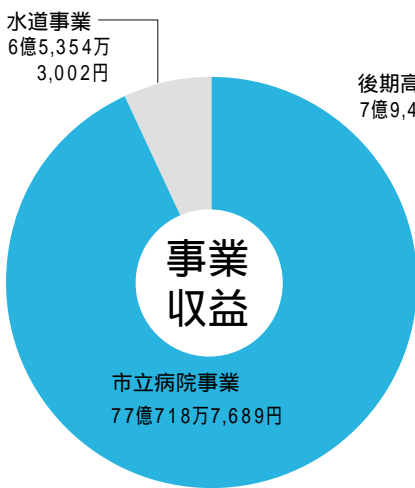
市政に対する一般質問は、5人の議員が行いました。

決算報告

事業会計

特別会計

一般会計



議会の動き

議員合同研修会

8月6日に山梨県市議会議長会主催による合同研修会が昭和町のアピオ甲府にて開催され、元全国都道府県議長会議事調査部長 野村稔先生を講師に、「『人口減少社会』どう乗り越える地方議会について」の講演が開催され、議員としての見聞を広げました。

人事案件

河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙

- 堀内 七郎氏（旭216147）
- 白須 一彦氏（新倉218）
- 分部 寛猛氏（上暮地41311）
- 遠山 明彦氏（上暮地818127）
- 富士吉田市選挙管理委員会委員の選挙

- 渡邊 則明氏（上吉田534811）
- 渡邊 晴昭氏（下吉田586313）
- 栗原 達行氏（大明見411147）
- 土屋 幸治氏（上暮地41417）
- 同補充員の選挙

- （補充員の順番については、掲載順のとおり）
- 遠山 巖氏（緑ヶ丘21414）
- 渡邊 貞美氏（小明見4123）
- 堀内 源雄氏（松山118113）
- 小佐野 肇氏（上吉田51219）

《編集委員会》

- 委員長 勝保 米治
- 副委員長 渡辺 孝夫
- 委員 渡辺 利彦 渡辺 幸寿
- 横山 勇志 宮下 宗昭

9月定例会 会期日程	
日程	内容
9月2日	本会議 （開会） 会期の決定 議案の提出と説明 議案の委員会付託
9日	本会議 市政一般質問
14日 15日 16日	決算特別委員会 付託議案の審査
17日	総務経済委員会 付託議案の審査
18日	文教厚生委員会 付託議案等の審査
28日	本会議 各委員長からの報告 議案の追加提案 （議員提案含む） 各議案の採決 河口木無山外六字恩賜 県有財産保護組合議会 議員の選挙 選挙管理委員会委員 および補充員の選挙 （閉会）



委員会の審査から

決算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

決算特別委員会

審査案件

議案第59号

平成26年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号

平成26年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について

議案第61号

平成26年度富士吉田市水道事業会計決算認定について

以上3議案について、審査するにあたり、次の10名の議員で構成される決算特別委員会を設置し、審査を行いました。

- 委員長 及川 三郎
- 副委員長 渡辺 大喜
- 委員 奥脇 和一
- 渡辺 孝夫
- 勝保 米治
- 小保 光吉
- 渡辺 貞治
- 秋山 晃一
- 羽田 幸寿
- 勝保 大紀

審査にあたり、提出のあった主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書を参考として、予算が公正、適

法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果をあげたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったかどうか、財政事情についてはどうであったかなどを重点に詳細に審査いたしました。

なお、歳入の審査の中で、予算に対して調定額が大幅に多くなっている項・目が多々見受けられるので、予算作成にあたっては慎重かつ、より正確に臨んでいただきたいとの要望がありました。

審査結果

平成26年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定

一般会計

平成26年度の一般会計決算は、予算現額243億4218万4953円に対し、

収入済額228億7068万276円、支出済額は216億7351万832円で、歳入歳出差引額は1億9716万9444円となり、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額5億9128万4968円を差し引くと、実質収支額は6億588万4476円となっております。前年度に比較して9401万2749円の減となっております。

実質収支額のうち、3億

1千万円は財政調整基金へ積立て、2億9588万4476円が翌年度へ繰り越されており、妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

市営住宅使用料に関して、入居時に保証人を立てる際には、より厳格に保証人の審査を行うよう、また、使用料納入に際してクレジツトカード決済を検討したらどうかという要望がありました。

住宅使用料の滞納整理においては、入居者の生活実態等を考慮する中で、1件1件丁寧に対応していただくとともに、長期滞納者、悪質滞納者には厳格な姿勢で臨み、住宅の明け渡し訴訟に関する明確なルール作りに着手して欲しいとの要望がありました。

国庫補助金である特定防衛施設周辺整備調整交付金を増やしていくよう市として努力して欲しいとの要望

がありました。

また、歳入の審査の中では、財産管理費において、いわゆる塩漬けになっている市有地の売却を強力に押し進めていただきたいとの要望がありました。

塵芥処理費の中の指定ごみ袋市民還元事業を、5周年記念の年ばかりでなく毎年行なって欲しいとの要望がありました。

ごみの不法投棄対策事業に関して、富士山の世界遺産登録後の環境保全対策に鑑み、不法投棄パトロールの回数を増やすなどの事業強化に取り組んで欲しいとの要望がありました。

城山東地区土地改良事業について、早期に工事を完了するよう努めて欲しいとの要望がありました。

農業総務費の中の青年就農給付金交付事業は、これからの若者の農業支援を積極的に図り、本市の定住促進にもつながるよう事業を充実させて欲しいとの要望がありました。

観光客誘致推進事業の中の観光ガイドマスター養成事業、及び観光客市内誘致事業の委託に関して、他の町村に比べまだまだ本市の観光情報発信力が弱いのでその強化に努めて欲しい

の要望がありました。

新倉南線整備事業において、危険交差点における信号機の設置を早期に完了して欲しいとの要望がありました。

新倉山浅間公園のトイレ改修工事に関連して、老人福祉センター跡地に駐車場を整備する際には、是非トイレの設置を考慮して欲しいとの要望がありました。

市営西丸尾団地建替え事業において、古い団地の跡地の有効利用を図って欲しいとの要望がありました。

防災対策事業において、防災無線の難聴地区対策のため富士吉田市安全安心メーイルマガジンを市民に広く普及させるよう対策を講じて欲しいとの要望がありました。

富士山世界遺産登録を踏まえて外国人観光客の増加を勘案する中で、外国語指導講師を増やすなどの英語教育の充実を図ってほしいとの要望がありました。

博物館リニューアル事業に関連して、博物館の入場者数を増加させるためにも、仮称富士吉田南インターチェンジ設置を含む鐘山の滝周辺整備構想の実現に取り組んで欲しいとの要望がありました。

一般会計総括質疑の中で、今後の本市の将来像を考える上で、人口減少を食い止め、また税収を増やしていくよう魅力あるまちづくりに取り組んで欲しいとの要望がありました。

特別会計

平成26年度の下水道事業特別会計決算は、歳入総額14億476万3965円に対し、歳出総額は14億216万8965円であり、歳入歳出差引額は259万5千円となり、繰越明許費繰越額259万5千円を差し引くと、実質収支額は0円となっております。

次に、国民健康保険特別会計決算であります。歳入総額58億1729万7768円に対し、歳出総額は57億4108万9725円であり、歳入歳出差引額は7620万8043円となり、実質収支額も同額となっております。

実質収支額のうち3900万円は財政調整基金へ積立て、3720万8043円が翌年度へ繰り越されております。

次に、後期高齢者医療特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに7億9465万6030円

となっております。

次に、介護保険特別会計決算であります。歳入総額36億6077万4616円に対し、歳出総額は35億2575万7362円であり、歳入歳出差引額は1億3501万7254円となり、実質収支額も同額となっております。全額が翌年度へ繰り越されております。

次に、介護予防支援事業特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1946万6415円となっております。

次に、看護専門学校特別会計決算であります。歳入総額、歳出総額ともに1億6178万2190円となっております。

以上、6特別会計については、それぞれ妥当と認められますので、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、国民健康保険特別会計の審査の中で、特定健康診査の受診率を上げることとは、医療費の抑制につながる事なので、積極的に啓蒙活動を進め受診率の向上に努めて欲しいとの要望がありました。

討論において、市民の生活が、実質賃金の減少、消費税の増税等による諸物価

の高騰などで苦しさを増している中、負担能力にに応じた税負担の軽減を考慮するべきであり、財政調整基金に余裕があるのであれば、他会計への繰り入れの増額を行い国保税額などの更なる軽減策を執ることを検討するべきであったとのことから議案第59号に反対するとの討論がありました。

6億6488万5911円の増となっております。また、資本的収入及び支出では、収入額2億2677万3千円、支出額4億3723万8815円で収支不足額2億1046万5815円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

市立病院事業会計決算認定
本案は、平成26年度富士吉田市立病院事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方公営企業との関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

このような状況の下、救急医療や高度医療などの不採算部門を担う中で、富士・東部地域の保健医療の拠点となる中核病院として、その使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益7億718万7689円、事業費用78億6592万166円となり、損益収支では2億9687万1806円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が3億9668万8905円の増、費用では

水道事業会計決算認定
本案は、平成26年度富士吉田市水道事業会計決算認定でありまして、審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、水道事業が地方公営企業との関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

6万6302円、支出額4億3497万7897円で、収支不足額2億581万1595円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

安全で安心な水道水の安定供給と、健康で快適な市民生活や産業活動を支えるライフラインとしての社会基盤整備を推進するため、配水給水施設の整備を積極的に進めており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務経済委員会

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益6億5354万3002円、事業費用6億1538万5111円となり、損益収支では2908万5042円の当年度純利益を計上し、前年度に比べ収益が1億764万7383円の増、費用で6316万6922円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額2億2916万6302円、支出額4億3497万7897円で、収支不足額2億581万1595円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

審査案件
議案第62号
富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について
議案第63号
富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について
議案第66号
富士吉田市管本町通り駐車場の指定管理者の指定について

個人情報保護条例の一部改正でありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十一条の趣旨を鑑み、特定個人情報の開示、訂正、削除、目的外利用及び外部提供の中止請求等の必要な措置を講ずるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査結果
本案は、「富士吉田市個人

なお、10月からマイナンバー（個人番号）が市民に

文教厚生委員会

通知され、1月からその制度が始まりますので、市民からの問い合わせ等には明確にかつ正確な対応をしていただくよう、また、個人番号カードを発行する際には、安全に本人に渡せられる方策を執っていたいただきたいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例」の一部改正でありまして、本地域の実情に鑑み、富士吉田市立病院における「助産料」を引き下げることに伴い、医師及び助産師の分娩手当を引き下げるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、富士吉田市営本町通り駐車場の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第二四四条の二第三項の規定により、富士吉田市営本町通り駐車場について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査案件
議案第64号
富士吉田市印鑑条例及び富士吉田市手数料条例の一部改正等について

議案第65号
住居表示の実施に伴う関係条例の整理について
請願第2号
30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について

審査結果
本案は、「富士吉田市印鑑条例」及び「富士吉田市手数料条例」の一部改正等でありまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、個人番号カードによる印鑑登録証明書のコンビニ交付及びコンビニ交付等に伴う手数料の規定の追加並びに個人番号カード導入に伴う住民基本台帳カードの廃止等の

ため、所要の改正等を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、「住居表示の実施に伴う関係条例」の整理でありまして、富士見町地区の住居表示を本年11月24日から実施することに伴い、関係する条例について、住居表示の実施区域に設置してあります公の施設の位置の表示を改めるため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

本件は、30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願でありまして、将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であることから、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があり、教育予算についても拡充して欲しいとする願意に賛同し、採択すべきものと決しました。

議案審議

報告案件・即決案件の内容

- 報告第11号**
継続費精算報告書について（平成26年度富士吉田市一般会計予算）

【内容】
平成24年度から平成26年度までの3か年で実施いたしました「庁舎建替事業」外6件について、事業が終了したため、それぞれ継続費の精算報告がなされました。

報告第12号
健全化判断比率について

【内容】
本市の財政は、健全に運営されている旨報告されました。

報告第13号
資金不足比率について
（富士吉田市下水道事業特別会計）

【内容】
資金不足に至っていない旨報告されました。

報告第14号
資金不足比率について
（富士吉田市立病院事業会計）

【内容】
資金不足に至っていない旨報告されました。
- 報告第15号**
資金不足比率について
（富士吉田市水道事業別会計）

【内容】
資金不足に至っていない旨報告されました。

議案第67号
富士吉田市議会会議規則の一部改正について

【内容】
議案を欠席する理由に、出産に伴う届け出の規定を設けるため、所要の改正を行うもの。

議案第68号
30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について

【内容】
議員全員による提案により本市議会から政府に対して30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書を提出するもの。

市政一般質問

9月

《抜粋》

渡辺 貞治 議員



国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業並びにまちづくり事業について

1回目の質問

昨年6月の定例会において質問させていただきました。その際、市長からは、事業主体となる山梨県から沿線住民の熟度と合意形成が求められており、富士吉田市は地元地区検討会に積極的に支援を行うことで、富士山観光の拠点として、御師の町なみの北の玄関口として魅力が向上し、人々の賑わいが創出される町」としていく旨の力強い御答弁を

いただいた。

私も、市長の御答弁のとおり平成26年7月に組織された「沿線住民のまちづくりへの熟度と合意形成」に向けた議論を進めるための若手中心の「作業部会」に参加させていただき、10月までの5回に渡る議論で、地元若手の盛り上がり地域に対する熱い気持ちを再確認することができた。

その後、開催された第6回検討会においては、「山梨県への要望事項」と「まちづくり指針」が議決されるとともに、平成27年1月にはこれまでの検討会を発展的解消し、第1回中曽根沿線まちづくり地区協議会が開催に至ったところである。

第1回の地区協議会において山梨県の担当者から測量調査及び予備設計に着手した旨の説明を受けているが、その後の進捗状況についてお聞かせ願う。また、市としては、これからの山梨県への働きかけについて

どういった考え方を持っているのか併せてお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

当該事業の進捗状況についてであるが、山梨県が事業主体として進める「国道139号金鳥居交差点北沿線地区の電線地中化事業」については、昨年度に実施した対象地域への測量調査及び予備設計を経て、本年度は事業の効果や必要性について検討する行政評価を行い、来年度には事業着手の予定であり、実際に本年7月には、山梨県の担当職員が「中曽根沿線まちづくり地区協議会」の役員に対し、直接訪問をして、今後のスケジュールの説明を行った旨の報告も受けている。

市としての山梨県への働きかけについては、まず、本市の当該事業に対する取組みとして、「中曽根沿線地区まちづくり検討会及び作業部会」において議論を深めた内容に基づき、昨年10月24日には山梨県知事に対して、より具体的な内容での要望書を提出した。また、昨年12月の広報紙において、「景観まちづくり」、「電線共同溝計画」、「まちづくり指針の概要」の三本を柱とする中曽根地区の取組みを特集で掲載し、当該事業の周知を図

った。今後においては、「中曽根沿線まちづくり地区検討会」において策定された「まちづくり指針」に基づき、更なる具体的な支援を検討して参る。また、山梨県に対し、積極的な要望活動等により、地元の熟度・熱意を伝えることが重要であると考えており、この8月27日にも山梨県富士・東部建設事務所吉田支所長に直接お会いして、事業の一日も早い進捗をお願いしたところであり、今後においても、更なる積極的な働きかけを行って参る。

2回目の質問

平成26年12月の広報に掲載したとおり、地元では地区検討会若手の作業部会による「中曽根地区まちづくり指針」を策定し、世界文化遺産の御師まちの門前町として、また本市の商業圏の中心として、商業環境及び住環境を保全・創出を目指している。

これは、いわゆる向こう三軒両隣を意識した建物デザインによる調和の取れた街並み演出を、地域の統一的な基準によりそれぞれ個人が取り組むことを確認したものである。私は地域の代表として、これら地元の取組みに加えて、例えば歴

史を解説する解説板や石標の設置、「金鳥居」のライトアップや注連縄の張替えなどの演出、駐車場の整備などにより、「御師まち」を散策し、「金鳥居」をくぐって、「中曽根」を経由するような賑わい創出のプランの策定など、公共性の高いものは市がリードする中で進めてもらいたいと考えており、市長の考えをお聞かせ願う。

また、本年度策定される景観計画において当該地区への考え方等お示しいただけるものがあれば併せてお願いする。

2回目の市長答弁

中曽根地区を経由するような賑わい創出プランの策定など、公共性の高い施策等に関する本市の役割についてであるが、中曽根地区については、御師の集落と月江寺や下吉田に繋がる商業地の中間に位置し、富士山世界文化遺産による観光客の誘導など本市の発展において、重要な地域であると認識している。今般、山梨県による電線地中化事業を契機とした新たなまちづくりを目指し、特に商店街の若い担い手を中心に真剣に議論が重ねられていることは、山梨県が求める地元の熟度と合意形成への強い意思が示されて

いるものと受け止めている。本市としても、当該事業の進捗と歩調を合わせ、公共性の高い案内標識等の設置や御師まちと一体化した散策ルートの設定等については、積極的に取り組んで参る。また、「金鳥居」の演出など、地域に存在する資産の活用については、歴史的背景等を考察する中で、「まちづくり地区協議会」をはじめとする関係者の皆様と更なる検討を重ねて参る。次に、本年度策定中の富士吉田市景観計画における当該地区の位置付けについてであるが、「中曽根沿線まちづくり地区検討会」により策定された「まちづくり指針」を尊重し、本計画において当該地区を「御師」の門前町として相応しい町並みとして保全・創出を目的とする「景観形成重点地区の候補地」と位置付け、区分することとしている。

いずれにしても、本市としては、今後も地域の皆様とともに更なる取組みを行うとともに、山梨県と連携を図りながら一日も早い電線地中化事業の実現を目指して参る。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

9月

《抜粋》

宮下 宗昭 議員



大明見古宮線の 代替道路の整備について

1回目の質問

市長は、大明見古宮線の整備について、昨年、地権者や地元の大明見関係者の意見、技術的な見地、土木工学的な観点等を総合的に判断し、市民の安心安全を最優先に守るべきという市長の立場で事業の中止を決定された。

また、この事業中止の決定に際して、平成4年に市が地元大明見関係者と約束した県道山中湖・忍野・富士吉田線、通称1市2村間

が、これまで、どのような対応をなされてきたのか、また、今後のスケジュールについても伺います。

1回目の市長答弁

道路への連絡道の整備に関する事項を重く受け止め、安全性及び利便性が確保できる代替道路を整備していくとの考え方を示した。

この市長の決断を受けて、地元の大明見連合自治会では昨年、「速やかに代替道路の整備を進めていただきたい。」との意見を集約し、要望書を市長に提出したところである。

この要望書においては、代替道路の整備を推進することについて、2つの具体的な項目を掲げている。

まず第1項目では、山梨県が市に移管した活性化農道を有効活用し、接続する市の農道を十分な安全性を確保する中で拡幅して、1市2村間道路に接続する道路として整備し、また水路についても、老朽化していることから同時に改修することを求めている。

地元が要望書を提出してから1年余り経過している

また、事業採択後において、測量設計業務後、工事着手となるが、まずはその採択に向け、山梨県と連携を図りながら積極的に対応していく。

2回目の質問

見東通り線のセギバ地区から農道を通って1市2村間道路へ抜ける道や、さらには虹ヶ丘地区内の狭い構内道路を通して1市2村間道路へ抜ける道が利用される状況も見受けられている。

これらの抜け道は、通学路で歩行者が多い中、大渋滞を避けるために気持ちに余裕がない状態で運転する車も多く大変危険な状況である。

その結果、山梨県において、安全性及び利便性の高い農道の整備実施に向け、御理解をいただいたところである。

本市においては、農道の舗装及び水路の損傷が著しいことから、安全性の確保を目的とした現況施設診断を実施するとともに、昨年度から3回に渡る地元関係者との協議を重ねるなど、事業推進のため全力で取り組んでいるところである。

次に、今後の代替道路の整備スケジュールについてであるが、山梨県において事業計画書を国に提出し、平成28年度の事業採択を目指す旨の報告を受けている。

時期も含め、市長の考えをお伺いします。

2回目の市長答弁

代替道路の完成時期についてであるが、先ほど答弁したとおり、現在、来年度の事業採択に向け、山梨県と共に全力で取り組んでいるが、完成時期については、事業採択後の測量設計業務等により決定されることとなる。

いずれにしても、まずは、その事業採択の早期実現に向け、地元関係者、山梨県と連携を図りながら、積極的に対応し、一日も早い完成に向け、最大限の努力を傾注していく。

また、市道明見東通り線については、市街地の外郭に位置し、利便性も高いことから、地域住民の方々だけでなく、市域全体の方々が利用する極めて重要な路線である。

このため、当該路線の渋滞対策については、現在、交差点改良等の検討・協議を行っており、その解消に向けた対応に努めていく。

次に、大明見の市街地と代替道路を連絡する道路の整備についてであるが、当該地区は高低差もある階段状の地形で、宅地化が進ん

でいる地域もあり、土地改良事業による農道も整備された農業振興地域農用地区もある。

従って、当該道路の整備については、様々な課題や制約があるが、安心安全な暮らしへの基盤強化、災害時の避難道路の拡充、農業振興など大明見地区をはじめとした本市の地域振興にも効果があるものと考えていることから、まずは道路整備計画に位置付けるとともに、代替道路への接続ルートについて検討していく。

大明見地区への高齢者の保健福祉施設の整備について

1 回目の質問

現在の人口減少や少子高齢化が進展している社会においては、高齢者をはじめ誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことを望んでおり、市町村には、適切な保健・医療・福祉サービスの提供が求められている。

各種福祉サービスは、地域保健福祉計画及び介護保険事業計画などに基つき、市内各地に点在する施設によって提供されているが、これらのサービスの内、高齢者の保健福祉サービス

については、市内の一部地域に偏った場所・施設によって提供されている。

高齢者は、住み慣れた地域において、直接、保健福祉サービスを受けられることを望んでおり、今や、高齢者の保健福祉サービスは、行政のみならず、地域や関係者が協力連携して、地域との協働により提供していくことが必要な時代となっている。

このような中、大明見地区においては、他の地域と比べ、日常生活圏域が大きく、人口も多い地区である。

また、地域コミュニティが他の地区に比べ活発化しており、地域との協働により高齢者を支える環境が整っている地区であると考えている。

地域バランスや地域環境などを考えると、大明見地区に、地域との協働により、高齢者に保健福祉サービスを提供する施設が必要であると考えている。

このことにより、大明見地区をはじめ、本市の活性化が図られるとともに、高齢者をはじめ市民の健康と安心をもたらすことができると思われるが、市長の考えをお伺いする。

1 回目の市長答弁

本市における高齢者の保健福祉施策は、健康で住み慣れた地域で生き生きと暮らせるよう、地域保健福祉計画や高齢者福祉・介護保険事業計画等に基づき、高齢者の健康増進事業や介護予防事業等を実施している。

これらの事業等を積極的に実施することにより、高齢者の健康が維持、改善され、適正な医療・介護の受給に繋がるものと考えており、本市にとってこれらの事業の推進は大変重要なものと位置付けている。

高齢者が、住み慣れた地域において地域の皆様との協働による介護予防や健康づくり事業等に積極的に参加することができる仕組みや、その拠点となる保健福祉施設の整備は、高齢者をはじめとする市民の皆様に対する今後の保健福祉施策を推進する上で大変重要なものであると認識している。

したがって、今後、大明見地区を中心に地域バランス等を考慮した中で施設整備を進めていきたいと考えている。

2 回目の質問

高齢者にとつては、住み慣れた地域において、医療・

介護・福祉などの保健福祉サービスを受けられる環境が整っていることは、安らかな気持ちで、心豊かに暮らすことのできるものと思われる。

本市の第6期介護保険事業計画においては、地域密着型特別養護老人ホーム1施設及び認知症対応型共同生活介護1施設の整備を位置づけている。

介護保険制度が始まってから15年が経過し、介護サービスの受給量は、予想を遥かに上回る速さで増大し、介護保険料は必然的に増加し続けており、国は、介護保険料を抑制するために、介護報酬の抑制措置をとっている。

また、介護サービス提供側においては、大変な厳しい仕事にもかかわらず、その労力に見合う報酬が得られない状況などから離職者も多く、新たな人材確保に苦慮している状況である。

このようなことから、新たな介護施設の整備は、介護保険事業計画に位置づけられていても、介護サービスの担い手不足などから大変厳しい状況であると聞き及んでいる。

高齢者や住民にとつて、その地域に密着した介護施設

の立地は、大変心強く有難いものである。

しかしながら、地域に暮らす高齢者が、できる限り医療や介護などが必要としない、健康で元気な状態で生活を送ることができない環境づくりが必要ではないだろうか。

この環境づくりについて、住民が交流でき、住民自らが健康意識の向上や自主的な健康づくりを行うことができる施設を整備することが必要である。

この環境づくりを推進することによって、高齢者をはじめ市民の健康を守ることになり、市民の活力増進や地域の力となり、結果的には、市の保険財政の好転にもつながるものではないかと考える。

大明見地区は、地域コミュニティが他の地域よりも活発化しているなどの特性がある。

このようなことから、大明見地区において、地域との協働による高齢者の保健福祉施設として、高齢者が健康で元気な状態で生活を送ることができると健康増進施設の整備について、御検討していただきたいと考えているが、市長の考えをお伺いする。

2 回目の市長答弁

今日の少子高齢化が進展する中、本市においても高齢化が進み、今後益々、医療費や介護給付費等の増加が見込まれており、健康寿命の延伸や高齢者の健康づくりなどの諸施策の展開が重要となっている。

住み慣れた地域で高齢者が、できる限り医療や介護などを必要としないで、健康な生活を送ることができると環境づくりは、これからの高齢化社会においては必要な施策であると認識している。

そこで、本市としては、地域の方々や関係機関等の協力を得る中で、軽運動、健康講座、介護予防教室などの健康づくり事業や、生きがい活動、ボランティア活動などを通して、高齢者をはじめとする地域の皆様の健康づくりや、生きがいづくり等を支援する環境を整備することが重要と考え、

活発な地域コミュニティが整っている大明見地区を中心に、より地域に密着した健康増進施設の整備を検討していきたいと考えている。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

《抜粋》

9月

秋山 晃一 議員



重度心身障害者医療費助成方式について

1 回目の質問
重度心身障害者医療費助成制度は、重度の障害者が医療機関で診療を受けた時に自己負担分を助成する制度で平成20年度に本市も窓口無料となった。
しかし、窓口無料実施自体に対して、国保の国庫負担金減額措置がとられ、それを回避するという理由で昨年11月より、県下一斉に「自動還付方式」になった。このことよって重度心身障害者の皆さんが窓口での一旦支払いをしなればならないという事態となり、

治療、療養の抑制につながる

る怖れがでてきた。

特に中学3年生までの障がい児については「障害をもった子どもだけが会計の窓口で待たされる」ということになる。来年度施行となる障害者差別解消法は、地方公共団体に、障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否、制限、条件を付けることを禁止している。

第1に、県に対して窓口無料制度を復活させるように求めるべきではないか。
第2には、障がい児に対するこの不公平の改善のために富士吉田市独自でも窓口無料制度を復活させるべきではないか。市長の考えをお聞きする。

1 回目の市長答弁

山梨県への窓口無料制度の再実施の求めについてであるが、窓口無料化制度については、医療費の総額及び国民健康保険の国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティが増加したことから、この制度を将来にわた

り安定した持続可能なものとするために、昨年11月に重度心身障害者の医療費を無料にするという制度を堅持しつつ、従来の窓口無料化方式から自動還付方式に制度移行したものである。このため、ペナルティの廃止について、これまで山梨県や山梨県市長会を通じ、国へ強く要請してきたが、今後とも、引き続き、県や県内他市町村と連携して強く要請していく。

次に、富士吉田市独自の障害児窓口無料化制度についてであるが、県内他市町村の状況を見極めるとともに、利用者の利便性等を十分考慮する中で検討していきたいと考えている。

2 回目の質問

県の制度にもない中学3年までの子ども医療費助成をペナルティがあっても頑張って続けているのだから、県に対して、「重度心身障害者医療費助成方式は窓口無料方式」と言っていくべきではないか。

国によるペナルティが根本なので、廃止を国に強く要請していただきたい。

「ペナルティがなくならないから窓口無料にできない」わけではない。3ヶ月後には医療費は助成されるが、いったん負担をしなればならない障害者のみなさんも大変で、事務作業も増える。

第6期介護保険事業計画について

て取り扱うことも含め検討していきたく考えている。

市長の重度心身障害者医療費助成方式に対する見解はいかがか再度お聞きする。
障害を抱えておられるお子さんの保護者からは、支払いまでの時間、待つことが難しい。障害と向き合うためには医療機関にかかる回数も多い。こういう声を聞く。この声に行政は応えるべきだ。上野原市と甲斐市が助成方式を変えることに踏み出した。

障がい児は、子ども医療費助成事業を受けている子どもと、なぜ異なる助成方式でなくてはならないのか。整合性のある理由はない。中学3年生までの障がい児は、子ども医療費助成制度を優先も考えられる。市長の考えはいかがか。

2 回目の市長答弁

まず、重度心身障害者医療費助成についてであるが、先ほど答弁したとおり、ペナルティの廃止について、これまで山梨県や市長会を通じ国へ強く要請してきたが、今後においても引き続き県や県内他市町村と連携して強く要請していく。

次に、中学3年生までの障害児に対して子ども医療費助成制度を優先させることについてであるが、先ほど答弁したとおり、県内他市町村の状況を見極めるとともに、利用者の利便性等を十分考慮する中で、子ども医療費助成制度を優先し

第6期介護保険事業計画について

別養護老人ホームへの新規入所は原則「要介護3」以上に限定となった。

1 回目の質問
第6期介護保険事業計画が実施され、第1号介護保険料改定も行われた。詳細は広報によって市民の知るところである。

今回の保険料改定に当たつての事業計画によれば、市内の要介護高齢者の状況は改善されるのかどうか、市長はどのように考えておられるのか答弁を求める。

次に、制度変更により要支援1、2の人への訪問介護いわゆるホームヘルプサービスおよび通所介護いわゆるデイサービスは介護保険給付の対象から、市町村の事業へと移行する。今まで受けられていたサービスが同じように受けられるのかという利用者の声と、今までのような介護報酬となるのか、という事業者の声がある。現状でも不十分な介護サービスの水準を後退させないため、現在のホームヘルプ、デイサービスを必要とするすべての要支援者が利用できるようにすべきである。

これらについて、富士吉田市はどのように取り組むのか答弁願う。
次に、今年4月から、特

市内で今年4月1日現在、入所待機者420名のうち要介護1、2の方は170名と40%になる。要介護1、2の人を入所申し込みから排除すれば、行くあてのない介護難民となる。
施設サービス待機者の解決にどのように取り組むのか、約400名の待機者についての解決と法改定によって困難をもたらされている要介護1、2の方々の解決いずれについても答弁願う。

第6期の介護保険料は基準額の月額5290円となり、5千円を超えた。月額5千円が高齢者の負担の限界」と言われたが、市はついに限界を超えた。

介護保険法の改定で「公費投入による低所得者の保険料軽減」が初めて法制化された。ところが、消費税10%への増税が2017年4月まで延期されると、その大部分を延期するとして、軽減措置を見送られた非課税世帯の高齢者は保険料上昇の被害を2年間にわたって受けることになる。2015年度介護保険料決定通知が届き、保険料の引き上げに多くの高齢者が困惑していることである。国に法改正までして「やる」といった低所得者軽減を実施するように申し入れるべきだ。軽減措置の実施

るべきだ。軽減措置の実施を市だけでも取り組んでいく考えはないか。

1 回目の市長答弁

まず、介護保険事業計画による市内の要介護高齢者の状況の改善についてであるが、第6期介護保険事業計画においては、居宅サービスや地域密着型サービスの充実に加え、要介護状態とならないための予防の取り組みや自立支援型の介護及び生活支援サービスを推進することとしている。

また、現在いきいきサロンやコミュニティカフェなど、地域で主体性を持ち工夫を凝らした取り組みが行われており、民間事業者の創意工夫や地域住民等の自発的な取り組みを促進するなどの「地域包括ケアシステム」の構築を進めている。これらのことから、要介護状態への移行を抑制するとともに、要介護状態となった場合でも、それぞれの健康状態に応じた自立を支援し、高齢者の生活をサポートできる体制を整備していくことにより、要介護高齢者の状況が改善できるものと考えている。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

2 回目の市長答弁

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

3 回目の市長答弁

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

介護保険サービスの向上には公費負担増しかない。一般会計からの繰り入れの増額が必要だがいかがか。

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書館での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

市政一般質問

9月

《抜粋》

渡辺 新喜議員



新倉山及び尾垂山周辺地域の今後のビジョン及び整備計画について

1回目の質問

新倉山から尾垂山にかけての地域は富士吉田市の北西部に位置し、美しく均整のとれた富士山の全景を仰ぎ見ることのできる市内でも有数なビュースポットを多数抱えている地域である。

一昨年の富士山世界文化遺産登録により、この地域にも富士山の絶景を求めて国内外より数多くの観光客が訪れるようになった。特に今年の春先には、新倉山浅間公園に富士山と桜と五重塔という日本を象徴する

被写体のコラボレーションを求めて、麓の道路が渋滞を起こすほどの賑わいを見せた。

しかし、このように観光客が増加したにも拘わらず、この地域においてその経済効果を実感している市民はほとんどいないのではないかと。もちろん、これだけの観光客を相手に商売を行いたいと考えている人たちは多いと思う。しかしながら、なかなかそのような動きが見られないのは、アプローチ道路や駐車場、トイレといったインフラの整備が遅れていることもさることながら、桜が咲いている時期の新倉山浅間公園に観光客が集中し、人出のピーク期間が限定され、一年を通して観光客誘致が期待し難いために商売の為に投資をためらっている傾向があるのではないかと考える。

投資を促し、観光を中心とした産業を育成するためには、渋滞緩和に向けたインフラ整備や案内ツールの充実を図り、この地域を訪れた観光客の利便性を向上

して手軽に訪れることができる行楽地であることを広くPRするとともに、同じ地域にある富士山のビュースポットとして名高い孝徳公園の散策や歴史のある葎池温泉での入浴、また新倉三山のお寺巡りや小室浅間神社への参拝等を含めた通年型観光ルートの開発、さらに富士山を眺めながら本格的なハイキングが味わえる遊歩道の整備など、この地域ならではの魅力ある観光メニューを充実させることにより、より多様な楽しみ方を提供しリピーターを増やして観光客の平準化を図っていくことも重要であると考え、施策によっては、当然、時間や費用の掛かるものもある。

しかし、新倉山及び尾垂山周辺地域は富士山の絶景を心ゆくまで味わうことのできるビュースポットを多数有する市内でも観光産業の中核と成り得るポテンシャルの高い地域であり、この賑わいを一過性のブームに終わらせないためにも出来るだけ早急な対策が求められると考えているが、この地域に対する富士吉田市としての今後のビジョン及び整備計画についてお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

私は一般的な観光の意義について、人々にとっては、ゆとりや潤いと地域の歴史

や文化を学ぶ機会を提供し、地域にとつては、住民の誇りと生きがいの形成・活性化に寄与し、また、地域経済にとつては、大きな効果を期待するといった点で重要な意義を有しているものと考えている。

真に活力ある富士吉田市を構築するためには、観光振興をまちづくりの大きな柱のひとつとして強力に推進していくことが重要であると考え、マニフェストにも掲げさせていただいたところであり、現在、「富士山の眺望を活用した観光施策基本構想」の策定に着手したところである。

フランスのミシユラン社が独自の調査に基づき、お勧めしたい日本の観光地を紹介する「グリーンガイドブックジャポン」の第4次改定版を発刊し、新倉山浅間公園から撮影した五重塔と富士山の眺望写真がその表紙を飾ったことから、改めて海外からも非常に注目されている観光スポットであると再認識したところである。

この地域には、渡辺新喜議員御発言のとおり新倉山浅間公園のほか、長い歴史を持ち文化的にも価値の高い建造物等を有している。私は、これらの場所を単なる点としての観光スポットではなく、それぞれを結んだ観光施策を展開することで地域の活性化に繋が

っていくものと確信している。したがって、富士山の眺望を活用した観光施策基本構想には、新倉山浅間公園だけではなく、下吉田・明見・上暮地域の富士山の眺望スポットを対象に、交通アクセスの変化や観光の多様化などの背景を踏まえ、地理的状況、自然環境を整理するとともに、地域住民の意見を聴取するなどして策定を進めて参る。

また、保存整備や活性化についても、民間活力の導入も含めた幅広い検討を行い、魅力を感じることのできる観光施策基本構想を策定し、観光客のみならず地域住民の皆様からも喜ばれる観光施策を展開して参る。

2回目の質問

市長から「真に活力ある富士吉田市を構築するためには観光振興をまちづくりの大きな柱として捉え、多様な観光振興を図ることが目指すべき方向である」とまた「新倉山浅間公園を中心とした地域のそれぞれの観光スポットを結んだ観光施策の展開により地域の活性化に繋げていく」との答弁をいただき、その方向性と認識において私と同様のスタンスであることを大変心強く思うとともに、地域経済の活性化や魅力的なまちづくりの推進に向けて私も出来る限りの協力を行って行く。

市長の答弁にもあったとおり、新倉山浅間公園から撮影した五重塔と富士山の眺望写真がミシユラン社の「グリーンガイドブックジャポン」の表紙を飾るなどこの地域が海外からも益々注目を浴びており、来年の春先には新倉山浅間公園周辺地域に今年以上の多くの観光客が訪れることが予想される。今年の春先にも周辺の道路が混雑のために渋滞を招いたり、外国人旅行者が富士急行線の下吉田駅周辺で道を尋ね歩いていたりする姿を多く見かけた。

この地域を訪れる多くの観光客が少しでも良い気持ちで富士山の眺望やまちの風情を味わってほしい、何度でもこの地を訪れたいと思つてもらうためには、こうした課題を少しでも緩和する施策を講じることが急務であると考えるが、現在計画を予定している具体的な施策があればお聞かせ願う。また、富士山の眺望を活用した観光施策基本構想の策定に着手されたとのことだが、構想におけるコンセプトや施策の内容またスケジュール等について現段階で決まった事項があればお聞かせ願う。

2回目の市長答弁

新倉山浅間公園周辺の現在計画している施策についてであるが、新倉山浅間公園を訪れた方々が快適にそ

の眺望や散策を楽しむための施策として、安全性の確保と利便性の向上に向けた公園施設等の整備を進めて参る。

安全性の確保については、本年8月に転落防止柵設置工事及び展望デッキ整備工事の発注を行い、新倉浅間神社に隣接する公園内のトイレの改修等を実施して参る。

また、桜の開花時期における周辺地域の渋滞緩和に向け、旧老人福祉センター跡地を新倉山浅間公園の駐車場としても活用可能な仕様に再整備するとともに、同地域に大型バス等の乗り入れが可能な駐車場の確保についても検討して参る。

4月の最も来訪者が集中する時期に大型バス等でお待ちいただく観光客につきましては、富士急行線下吉田駅前下車していただき、そこから新倉山浅間公園に向け散策していただく、いわゆるパークアンドウォーク方式を推奨して参りたいと考えている。

さらに、来訪者の誘導案内については、来訪者が迷うことなく新倉山浅間公園を訪れることができるよう、案内板を増設して参る。特に、下吉田駅前に下吉田周辺地域の観光スポットを紹介する総合的な案内板を設置して参る。

策定作業に着手した基本構想は、富士山に登るだけ

ではなく、富士山の眺望を活用した観光施策に力点を置いたものである。

スケジュールについては、まず、対象地域の観光資源などの基本的事項の整理、関係法令、上位計画等の整合性を確認した後、現状課題と地域の持つ多様な価値を明らかにした上で、年度内にまとめて参る。

マイナンバー制度への対応について

1 回目の質問

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤であると言われていた。

さらに、将来的には戸籍やパスポート、車検など幅広い行政事務への利用拡大が可能となるほか、「公的認証」を民間に開放することによって私達の生活にとって大変便利な様々なサービスが生まれる可能性がある」と期待されている。

しかしその反面、この制度の導入に関しては、サイバー攻撃を受けた日本年金機構の職員の端末から個人情報が出た問題等により、その情報管理体制を不安視する声も多く聞かれています。また、導入のための準備作業が膨大なことから個人情報セキュリティ対策が後手になったり、予

算や人材面で国が求めている水準の対策実施に苦慮している市町村もあるといわれています。

そこで、富士吉田市におけるマイナンバー制度の導入に係る作業状況とセキュリティ対策についての整備状況をお聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

本年10月5日のマイナンバー法の施行日に合わせ、庁内関係部署において連携協議を行う中、マイナンバーに係るシステム改修作業を昨年度より順次進めており、関係条例の見直し作業も進めているところである。

平成29年1月からは、国の機関において情報連携が開始され、自治体との連携については、平成29年7月から始まる予定となっております。現在、その接続に向け、システム改修を行っているところである。

セキュリティ対策の整備状況については、平成25年度に侵入検知システムの導入を行うなど、これまでにセキュリティ対策は実施してきたところである。

また、今般の日本年金機構のサイバー攻撃事案など、インターネットからの侵入が懸念されることから、本市の個人情報等が蓄積されている基幹系業務ネットワークと接続している情報

系ネットワークシステムとを切り離す作業を行っている。

2 回目の質問

一部新聞報道による中小企業の対応が遅れているとのことであるが、それは制度に対する認識不足やシステム対応に関する重い費用負担が原因であると言われている。

現在、企業に対する本制度における各種の相談に関しては、主に商工会議所などの経済団体や税務署等が窓口となつて対応している。しかし、このような現状を鑑みると行政としても何らかの支援が必要であると考えているが、地元の中小企業に対してどのような対応を考えているのかお聞かせ願う。

次に、本年10月に実施される番号の通知カードの送付に関して様々な理由により住民票との食い違いが生じカードが届かなかつたり、また高齢者や障害者の中にはカードが届いてもそれが何であるかを判断できなかつたりする人がいるのではないかと懸念されている。この制度が公平・公正な

社会を実現するための社会基盤であるとの観点から、より多くの市民の皆様がマイナンバー制度におけるメリットを享受していただくためにもこうした懸念を少しでも解消することが急務であると考えているが、そのための対応についてもお聞かせ願う。

2 回目の市長答弁

地元の中小企業への対応については、マイナンバー制度に向けた取組み状況の遅れについては私も危惧しているところである。中小企業におけるマイナンバー制度への対応は、まずはそれぞれの事業所で取り組むが、従業員の個人番号取得に伴う個人情報の管理体制、事業所によってはそれに伴うシステム改修等が必要とされており、国の周知不足や事業所の認識不足から準備が遅れているものと受け止めている。

事業所の制度に関する各種の相談や周知では、主に商工会議所や税務署、青色申告会、ハローワークなどで対応しているが、本市においても、法人市民税の申告や従業員の給与支払報告書などの提出、また、資金面での融資の相談等で関わりがあり、そうした対応は当然必要であると考えている。

このような税に関する業務や融資に関する業務など各種の相談においては、商

工会議所や税務署などの関係機関と連携する中で、わかり易く丁寧な対応に努めて参る。

また、マイナンバー制度の事業所への導入が円滑に進むよう広報紙等の各種媒体や相談業務を通じ、その啓発について積極的に参る。

通知カードの送付に伴う懸念を解消するための対応については、通知カードの未送達後の対応等については、本年10月以降、市民の皆様一人一人に対して、通知カードにより「個人番号」が通知される。

また、不在、あて先不明などの理由で送達できなかった通知カードについては、郵便局で一時保管し、保管期限を経過したものが、未送達分として本市に戻り、その後、庁内で確認作業等を行う中で、通知カードが市民の皆様一人一人のお手元に届くように対応を図って参る。

今後においては、さらに、広報紙、市ホームページの充実を始め、CATV富士五湖への情報発信の要請等により、高齢者や障害者の方をはじめ、市民の皆様にとつて、より一層わかりやすい周知に努めて参る。

市政一般質問

9月

《抜粋》

前田 厚子 議員



介護保険制度と高齢者の自立について

1回目の質問

「介護保険制度と高齢者の自立」について、8点させていただく。

1点目、地域包括ケアシステムの構築に向けた最近の取り組みに対し、要介護者を家に戻せば、そのケアを女性が担うという昔の姿にまた、戻ってしまうという心配があると問題提起されているようだが、この様な課題を市としては、どのように考えているかお聞かせ願う。

2点目、「介護保険制度」は3年が1サイクルで、保険料の全国平均は、第1期

全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね12月中を予定しています。

せ願う。

が2911円だったものが、第5期には4972円になった。富士吉田市では、第5期は4787円で、今回の第6期には5290円になった。この保険料は、全国平均や県の平均金額よりも低いとはいっても、年金から保険料を引かれる高齢者にとっては死活問題である。このような切実な問題に市として考えている対策等あったらお聞かせ願う。

3点目、介護保険の見直しで、8月1日から、一定以上の所得や資産がある高齢者の自己負担が変わると聞いた。4点質問させていただきます。

改正によって何が変わるのか。

2割負担には、どのような方が対象になるか。

本市には、何人または何世帯が対象になるか。

この2割といっても、高額介護サービス費の制度が利用出来ると伺っているが、注意点もあるかと思ふ。

介護が必要な方が、安心して利用出来る制度や工夫があったら、何点かお聞かせ願う。

4点目、2年前に特別養護老人ホームの待機まちを聞いたところ、402名だったが、現在の待機まちは何人か。また、本市の場合、要介護の割合が高いことが特徴といわれているので、このような施設は、他の市町村と比べて元々、足りないのではないか。認知症高齢者も増え続ける中でも、少ないようだったら今後、施設を増やすことも計画されるかお聞かせ願う。

5点目、マスコミなどで盛んに報道されている東京など、大都市に住む高齢者に、本人の希望を前提として元気なうちに地方へ移り住んでもらう。

これを政府は「日本版CRC(コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティ)の略称)構想」と呼び、具体的な内容や支援策を取りまとめ、モデル事業を始める方針である。国が地方創生先行型交付金により、自治体を募集したところ、都留市の名前があった。本市ではどのような施策に対して、どのように考えているのかお聞かせ願う。

6点目、高齢者の自立について、生活支援についてお尋ねする。ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中で、今後は出来るだけ住みなれた自宅で生活をしていく要支援や、自立の高齢者が地域での生活を継続していくためには、様々な生活支援が必要になる。生活支援に関しては、他市町村においても積極的にシルバ人材センターや社会福祉協議会等を取り組みを始めている。

こうした取り組みは、今後検討される地域包括ケア制度の中に組み込まれるのかも知れないが、単身者や高齢世帯が増加する状況からどのような支援にしているか、本市の取り組みをお聞かせ願う。

7点目、高齢者への市営住宅について、何世帯分でも耐震化して高齢者の住まいを提供することを、考えていただけないか。市の考えをお聞かせ願う。

8点目、市内にある街角公園の何力所かに、高齢者が利用出来る比較的簡単な健康遊具の設置について、お元気な高齢者の方々からご要望を頂いたので、市の考えをお聞かせ願う。

1回目の市長答弁

1点目の地域包括ケアシステムの課題についてであるが、「地域包括ケアシステム」は、医療や介護が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的

に提供される仕組みのことであり、本人並びに介護者ともに充実した生活を営むことができるものと考えている。

2点目の介護保険料についてであるが、本市としては、介護保険料の大幅な増額を抑制するため、介護予防事業の強化や高齢者の健康増進事業等を積極的に推進し、要介護状態への移行に繋がることがないよう対策を講じている。

3点目の介護保険の見直し及び4点目の施設整備計画についてであります。後ほど、市民生活部長からの答弁とする。

5点目の日本版CRC構想についてであるが、高齢者の意向や介護・医療関係機関などの意見を把握することはもとより、受け皿となる地方公共団体、経済団体、ボランティア団体、民間企業などの意向が十分に反映される中で、我が国に適用した政策として進めていくことが極めて重要であるとと考えている。

今後は、国の動向を注視し、政策の内容を十分に見極める中で判断して参る。

6点目の生活支援の取組みについてであるが、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるよう、現在、高齢者自立支援ヘルパー派遣事業、外出支援事業等を実施している。しかし、高齢者世帯にお

ける生活支援の内容は多様であり、それらに対する支援体制を整備する必要性は高いものと考えている。

本市としては、高齢者の多様な生活支援や介護予防サービスの体制整備として生活支援コーディネーターの配置とその協議体の設置に向け、コミュニティカフェ連絡会を立ち上げたところであり、今後においては、ボランティア団体や関係機関とも協議する中で進めたいと考えている。

7点目の古くなった市営住宅を耐震化して高齢者に住まいを提供することについてであるが、現在、市営住宅は、「富士吉田市公営住宅長寿命化計画」に基づき、順次、用途廃止及び建替を行っており、耐震化は考えていない。

また、現状においても入居に際しては、意向調査を実施しており、低層階を希望する高齢者に対しても十分な配慮をしている。

8点目の公園における健康増進遊具についてであるが、現在、城山3号公園には指圧系、また、西原南公園にはストレッチ系の高齢者も利用できる健康増進遊具を設置している。今後においては、高齢者の方々の要望や公園の状況等を勘案する中で検討して参る。

1 回目の市民生活部長答弁

3 点目の介護保険の見直しについてですが、高齢化の進展に伴う介護費用が増大する中で、保険料の上昇を可能な限り抑えつつ、介護保険制度の持続性を高めるため、これまで一律1割の利用者負担が、一定以上の所得のある方の利用者負担を2割とするものである。

この2割負担の対象者は、65歳以上で合計所得金額が160万円以上の方で、本市における2割負担の対象者は、8月1日現在で76名となっている。

また、高額介護サービス給付については、該当する方には、通知を発送しており、1度申請を行うことにより、2回目以降の高額介護サービス給付費が発生した場合には自動的に申請した口座に振り込みを行なっている。

通知書等の取組みについては、常に利用者側に立った対応に努めている

4 点目の施設整備計画についてであるが、4月1日現在での特別養護老人ホーム入所申込者数は、420名となっている。

施設整備については、これまで、地域密着型老人福祉施設3施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）1施設を整備し、甲府市に次ぐものとなっている。

また、第6期の計画にお

いては、増加する認知症高齢者のための認知症対応型共同生活介護（グループホーム）はもとより、地域密着型介護老人福祉施設等の整備を計画している。

重度心身障害児の医療費窓口無料化について

1 回目の質問

8月27日の新聞の「障害児医療費窓口無料2市で復活」という記事を目にし、衝撃を受けた。昨年の11月から山梨県として医療費を窓口無料化にすることによって、波及する医療費が障がい者の場合、大きいとのことから障がい者に限り窓口無料化が、償還払い方式に逆戻りした。

来年の4月1日からは、いよいよ障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律、障害者差別解消法も施行される。

そこで、お聞きするが、本市では、対象者は何名になるか。

実施することによって生ずる負担増はどのくらいになるか。

今回は、15歳までの障がい児の方の医療費窓口無料化である。本市としても検討していただけないか、市長の考えをお聞かせ願う。

1 回目の市長答弁

本市における15歳以下の重度心身障害児の人数についてであるが、本年4月1日現在で58名となっている。

15歳以下の重度心身障害児の医療費窓口無料化を実施した場合の本市の負担増についてであるが、昨年度の医療費を基に試算すると、医療費の窓口無料化を実施したことにより課せられる国民健康保険の国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティは約270万円になる。

さらに、医療費の自己負担分に係る県補助金が約430万円の減額となり、本市の実質負担分は、約700万円になる。

15歳までの障害児の窓口無料化についてであるが、平成20年度から実施しているが、医療費の総額及び国民健康保険の国庫負担金の減額措置、いわゆるペナルティが増加したことから、この制度を将来にわたり安定した持続可能なものとするために、昨年11月に重度心身障害児の医療費を無料にするという制度を堅持しつつ、従来の窓口無料化方式から自動還付方式に制度移行したものである。

このため、ペナルティの廃止について、県や県内他市町村と連携して、国に強く働きかけて参る。

また、15歳までの障害児

の窓口無料化については、県内他市町村の状況を見極めるとともに、利用者の利便性等を十分考慮する中で検討して参る。

2 回目の質問

国保のペナルティの問題が、解決しなければ、制度の見直しは、容易な問題ではないことを深く認識している。故にペナルティの見直しへの意見書等出来ることは、地道に続けていきたいと考えている。

しかし、今回同じ条件の中で、県内の2市が、障がい児の医療費窓口無料化に踏み切った。また、他の市町村でもこの2市に続く動きが見えるようである。

こうした、動きも注視しながら市が検討されることを期待している。

市川三郷町では、今年の10月から医療費の窓口無料化が中学3年生から高校3年生まで拡大される。それと同時に、障がい児の医療費の窓口無料化の制度は変えられないが、18歳までの障がい児のいる世帯に「重度心身障害児・ほほえみ応援金支給事業」として、月5千円の助成金が得る制度が開始される。

そこで、市川三郷町の例のような助成事業もあることを踏まえ、改めて重度心身障害児の医療費窓口無料化に対する市の考えをお聞かせ願う。

2 回目の市長答弁

重度心身障害児の医療費窓口無料化について、先ほど答弁したとおり、ペナルティの廃止については、県や県内他市町村と連携して、国に強く働きかけて参る。

また、本市独自の窓口無料化については、県内他市町村の状況を見極めるとともに、利用者の利便性等を十分考慮する中で、検討して参る。

3 回目の質問

この制度が、復活するには、ペナルティの廃止が一番である。市としても、国に強く働きかけるとのことだが、すでに、単独で実施される市町村もある。

来春、「障害者差別解消法」が施行される。それは、障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律で、その基本方針として、障がいのある方などから何らかの配慮を求めようとする意思の表明があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くため必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

そして、こうした配慮を行わないことで、障がいのある方の権利利益が侵害される場合には、差別にあたる場合もあるとされる。何故今この法律が施行されるのか考えた時、ここにある「合理的配慮」について考

えざるを得ない。本市では、今回の制度の見直しを考える上で、この「合理的配慮」をどのように捉えているのか、本市の考えをお聞かせ願う。

3 回目の市長答弁
制度の見直しと障害者差別解消法における「合理的配慮」の考え方についてであるが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、いわゆる障害者差別解消法における合理的配慮に対する国の考え方については、「障害のある方から何らかの配慮を求めようとする意思の表明があつた場合において、その社会的障壁を取り除くために行う必要かつ合理的な取組みであつて、その実施において負担になり過ぎないもの」との見解が示されている。

したがって、障害者差別解消法は、真の共生社会の実現に向けた取組みを促進するための法律であると認識しており、障害児の窓口無料化と障害者差別解消法における「合理的配慮」との関係性については、直接的には関連がないものと考えている。



議案等の処理結果（9月定例会）（賛成 / 反対 / 欠席 / 賛成討論者 / 反対討論者）

議案番号	案 件	等付託委員会	太田利政	奥脇和一	渡辺孝夫	渡辺利彦	戸田元	及川三郎	渡辺幸寿	勝俣米治	横山勇志	桑原守雄	小俣光吉	渡辺貞治	秋山晃一	前田厚子	羽田幸寿	勝俣大紀	宮下宗昭	渡辺新喜	鈴木富蔵	渡辺大喜	審議結果	
報告第11号	継続費精算報告書について(平成26年度富士吉田市一般会計予算)	9/2報告																						報告
議案第59号	平成26年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	決算特別						議長																認定
議案第60号	平成26年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	決算特別						-																認定
議案第61号	平成26年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	決算特別						-																認定
議案第62号	富士吉田市個人情報保護条例の一部改正について	総務経済						-																可決
議案第63号	富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	総務経済						-																可決
議案第64号	富士吉田市印鑑条例及び富士吉田市手数料条例の一部改正等について	文教厚生						-																可決
議案第65号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理について	文教厚生						-																可決
議案第66号	富士吉田市宮本町通り駐車場の指定管理者の指定について	総務経済						-																可決
請願第2号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書について	文教厚生						-																採択
報告第12号	健全化判断比率について	9/28報告																						報告
報告第13号	資金不足比率について(富士吉田市下水道事業特別会計)	9/28報告																						報告
報告第14号	資金不足比率について(富士吉田市立病院事業会計)	9/28報告																						報告
報告第15号	資金不足比率について(富士吉田市水道事業会計)	9/28報告																						報告
議案第67号	富士吉田市議会会議規則の一部改正について	9/28即決						-																可決
議案第68号	30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書について	9/28即決						-																可決
選挙第6号	河口木無山外六字恩賜県有財産保護組合議会議員の選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選
選挙第7号	富士吉田市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について	指名推薦	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	当選

委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。
 報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。

年4回/15,000部市内全域配布

ふじよした議会だより
 企業広告大募集!

詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。
 富士吉田市役所 議会事務局
 0555-22-0612(直通)

地ビールが楽しめるカフェレストラン

ハーベステラス

Harvesterrace

mont-bell food service

有料
広告



道の駅富士吉田
ふじやまビール内

<http://www.fujiyama-beer.com/>

富士吉田市新屋1936
0555-22-3655
フジサンロクゴ